

建築物等の解体等工事における 大気汚染防止法等の規制について

建築物・工作物の解体等作業に伴う石綿対策に関する説明会
令和7年8月29日



埼玉県 環境部 大気環境課

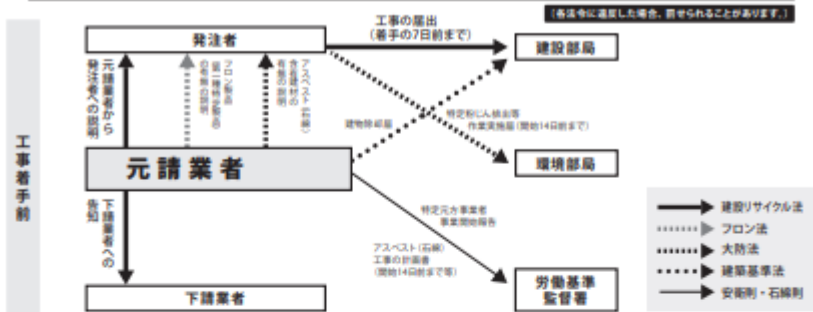


埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

- 1 はじめに
- 2 大気汚染防止法の規制
- 3 フロン排出抑制法について

1 はじめに

建物の解体工事に必要な主な手続き



分別解体等の実施

- (1.内装解体)
床材、半壊し
- (2.屋根ふき材の取り外し)
屋根材、半壊し
- (3.外装材、上部構造部分の取り壊し)
- (4.基礎の取り壊し)

分別して管理・搬送



特定建設資材廃棄物の再資源化の実施

- 元請業者による再資源化等の完了に関する記録の作成
- 元請業者から発注者への再資源化等の完了に関する書面による報告

各法令の正式名称
建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
防塵法：防塵防止法
安全衛生規則：労働安全衛生規則
大気汚染防止法：大気汚染防止法

(1) 建築物・工作物の解体等工事時に遵守すべき関係法令

- 建設リサイクル法
- 労働安全衛生法（石綿則・安衛則）
- 大気汚染防止法**
- フロン排出抑制法**
- 廃棄物処理法

県大気環境課の所管

(2) 大気汚染防止法

①目的

建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止

②主な規定

石綿事前調査・事前調査結果報告・石綿除去作業の作業基準遵守等

(3) フロン排出抑制法

①目的

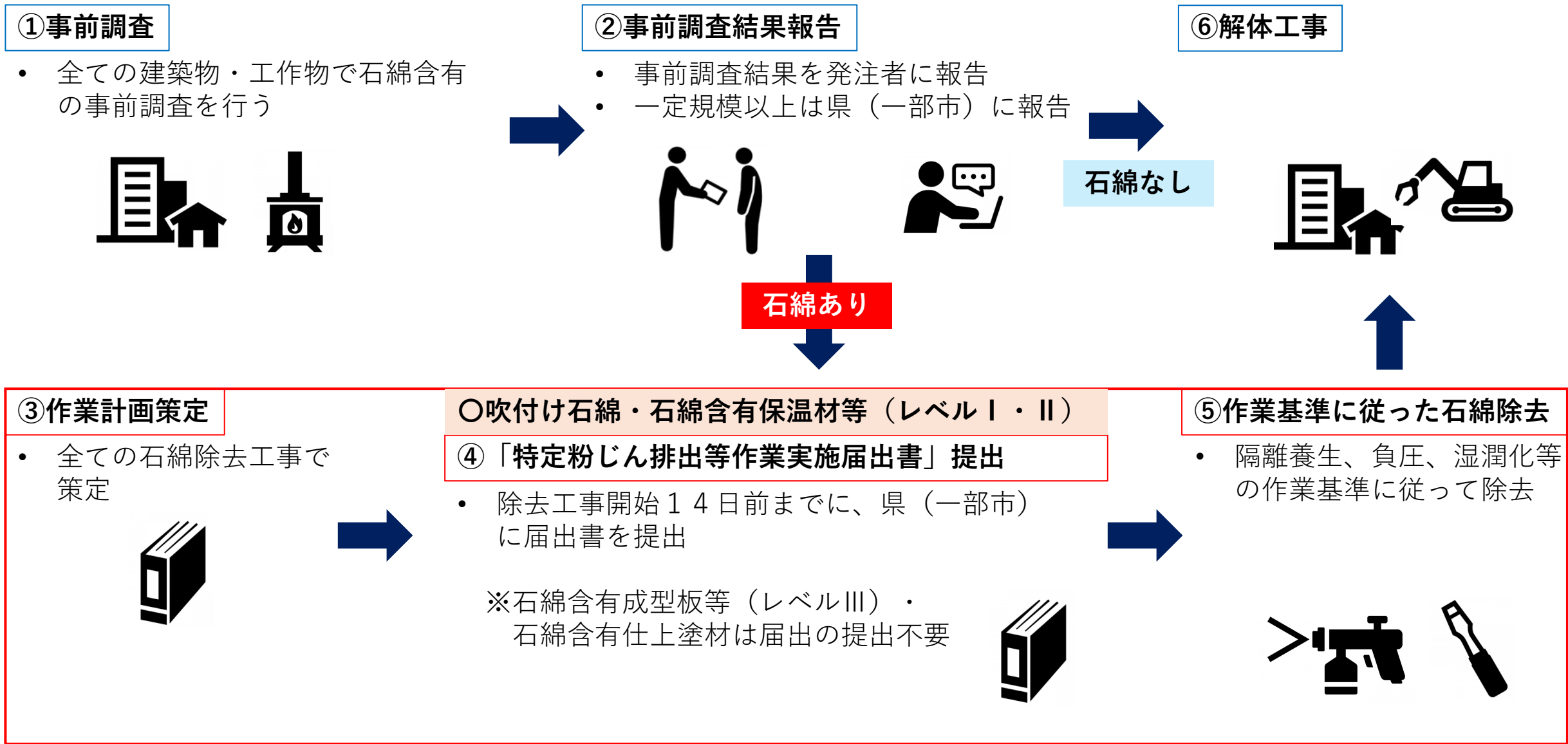
フロン類の大気中への排出抑制のため、第一種特定製品（エアコン、冷凍・冷蔵機器）の管理の適正化等

②主な規定

フロン類をみだりに放出することの禁止
充填・回収業者による回収等

2 大気汚染防止法の規制

【全体像】建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散防止対策



2 大気汚染防止法の規制

【全体像】建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散防止対策

①事前調査

- 全ての建築物・工作物で石綿含有の事前調査を行う



②事前調査結果報告

- 事前調査結果を発注者に報告
- 一定規模以上は県（一部市）に報告

⑥解体工事

石綿なし

石綿あり

③作業計画策定

- 全ての石綿除去工事で策定

○吹付け石綿・石綿含有保温材等（レベルⅠ・Ⅱ）

④「特定粉じん排出等作業実施届出書」提出

- 除去工事開始14日前までに、県（一部市）に届出書を提出

※石綿含有成型板等（レベルⅢ）・
石綿含有仕上塗材は届出の提出不要

⑤作業基準に従った石綿除去

- 隔離養生、負圧、湿潤化等の作業基準に従って除去

2 大気汚染防止法の規制

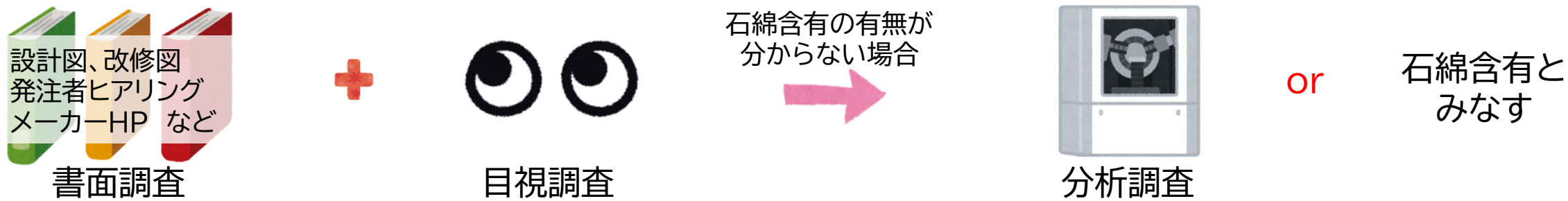
(1) 全ての建築物・工作物で石綿含有の事前調査が必要

【大気汚染防止法第18条の15第1項】

解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。

事前調査の方法(規則第16条の5)

※ 解体・改修工事で除去対象となっている各建材で実施

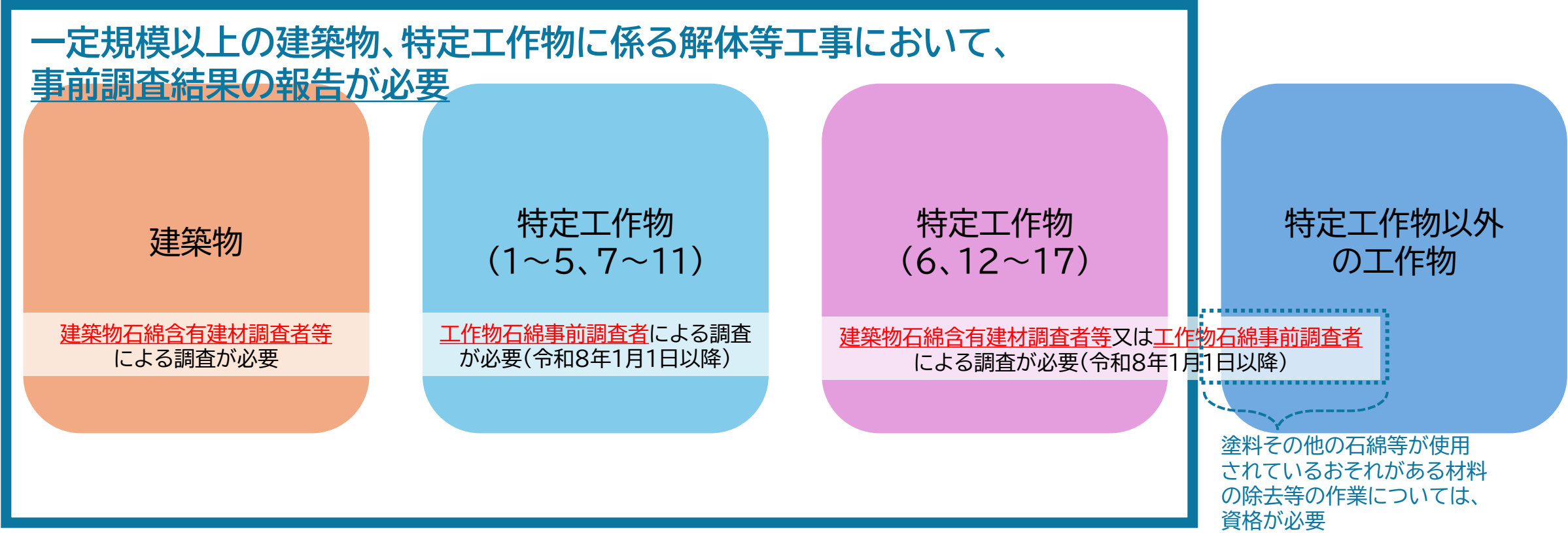


- 書面調査 ... 設計図書等により使用されている建材の種類や製造年等を確認
- 目視調査 ... **必ず現地で**設計図書等と異なる点がないか等を確認
- 分析調査 ... 書面調査及び現地での目視調査で石綿含有の有無が把握できない場合は、現地で建材を採取し、分析調査を行う
- みなし含有 ... 石綿含有が不明な建材を「石綿含有あり」とみなして飛散防止対策を行う場合は分析調査は不要

2 大気汚染防止法の規制

(1) 全ての建築物・工作物で石綿含有の事前調査が必要

R8年 1 月 1 日着工の工事から、一部の工作物で「**工作物石綿事前調査者**」の資格が必要になります！



特定工作物

1:反応槽 2:加熱炉 3:ボイラー及び压力容器 4:配管設備 5:焼却設備 7:貯蔵設備 8:発電設備 9:変電設備 10:配電設備 11:送電設備
6:煙突 12:トンネルの天井板 13:プラットホームの上家 14:遮音壁 15:軽量盛土保護パネル 16:鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
17:観光用エレベーターの昇降路の囲い

2 大気汚染防止法の規制

【全体像】建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散防止対策

①事前調査

- 全ての建築物・工作物で石綿含有の事前調査を行う

②事前調査結果報告

- 事前調査結果を発注者に報告
- 一定規模以上は県（一部市）に報告



石綿なし

石綿あり

③作業計画策定

- 全ての石綿除去工事で策定

○吹付け石綿・石綿含有保温材等（レベルⅠ・Ⅱ）

④「特定粉じん排出等作業実施届出書」提出

- 除去工事開始14日前までに、県（一部市）に届出書を提出

※石綿含有成型板等（レベルⅢ）・
石綿含有仕上塗材は届出の提出不要

⑤作業基準に従った石綿除去

- 隔離養生、負圧、湿潤化等の作業基準に従って除去



2 大気汚染防止法の規制

(2) 事前調査結果は石綿がなくても報告義務がある

【大気汚染防止法第18条の15第1項】

解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。

元請業者

発注者



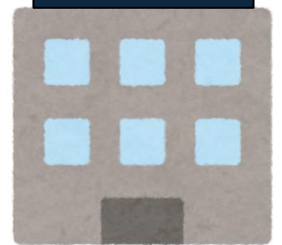
事前調査
の実施

事前調査結果の説明



(一定規模以上の建築物、工作物に係る解体等工事の場合) 事前調査結果の報告

県・政令市等



✓ 事前調査の記録等（規則第16条の8第1項）

- ・元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について記録
- ・解体等工事が終了した日から3年間保存

✓ 発注者への説明の書面の写し（規則第16条の8第2項）

解体等工事が終了した日から3年間保存

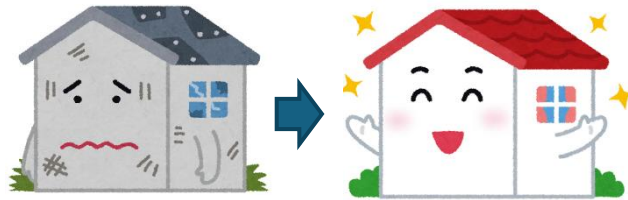
2 大気汚染防止法の規制

(2) 事前調査結果は石綿がなくても報告義務がある

- ✓ 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、
当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。（法第18条の15第6項）



解体工事
床面積合計80m²以上



建築物の改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
（材料費・消費税を含む。）



工作物※の解体・改造等工事
請負代金合計100万円以上
（材料費・消費税を含む。）
※事前調査結果の報告対象工作物

- ✓ 報告は原則として電子による報告（**石綿事前調査結果報告システム**）
- ✓ システム利用の場合、一度の報告で石綿障害予防規則に基づく労働基準監督署への手続きも同時に完了

<事前調査結果報告の際の注意点>

- ・ 基本情報（元請業者や発注者情報、工事現場住所等）を正しく入力する ⇒ 虚偽の報告は罰則の対象
- ・ 大気汚染防止法上の申請先を誤りなく申請する
- ・ 事前調査を実施した者の氏名を入力する（**令和8年1月1日以降**着工の**一部工作物**の工事は**資格者による調査が必須**）
- ・ 作業対象の材料種類の結果を正しく入力する（材料種類が正しく入力されていない報告が散見されます）

2 大気汚染防止法の規制

(2) 事前調査結果は石綿がなくても報告義務がある

○石綿事前調査結果報告システムによる報告上の注意点

①番地以降が記載されていない

番地以降が必須記載欄になっていないため、未記入のケースが散見される

工事発注者情報

事業者の名称 必須

全角（半角は英字のみ可） 個人の場合は、氏名を記載すること

代表者氏名 ?

全角（半角は英字のみ可） 個人の場合は、空欄とすること

発注者の住所

郵便番号 必須

340

-

0822

検索する

半角

都道府県・市区町村名等 必須

埼玉県八潮市大瀬

全角

住所（続き） ?

全角

②吹付けた「仕上塗材」を「吹付け材」とするケース

吹付けた仕上塗材は、吹付けバーミキュライト・パーライトを除き、レベルⅢ相当の「仕上塗材」に該当

作業対象の材料種類（名称）

吹付け材

[有] ▼

石綿含有の有無 ?

☒ 有

☐ 有とみなす

☐ 無

含有無しと判断した根拠

☐ 1：目視

☐ 2：設計図書（4を除く。）

☐ 3：分析

☐ 4：建築材料等の製造者による証明

☐ 5：建築材料等の製造年月日

仕上塗材

▼

石綿含有の有無 ?

☐ 有

☐ 有とみなす

☐ 無

含有無しと判断した根拠

☐ 1：目視

☐ 2：設計図書（4を除く。）

☐ 3：分析

☐ 4：建築材料等の製造者による証明

☐ 5：建築材料等の製造年月日

2 大気汚染防止法の規制

【全体像】建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散防止対策

①事前調査

- 全ての建築物・工作物で石綿含有の事前調査を行う

②事前調査結果報告

- 事前調査結果を発注者に報告
- 一定規模以上は県（一部市）に報告

⑥解体工事

石綿なし

石綿あり

③作業計画策定

- 全ての石綿除去工事で策定



○吹付け石綿・石綿含有保温材等（レベルⅠ・Ⅱ）

④「特定粉じん排出等作業実施届出書」提出

- 除去工事開始14日前までに、県（一部市）に届出書を提出

※石綿含有成型板等（レベルⅢ）・
石綿含有仕上塗材は届出の提出不要

⑤作業基準に従った石綿除去

- 隔離養生、負圧、湿潤化等の作業基準に従って除去

2 大気汚染防止法の規制

(3) 石綿除去工事に係る作業計画を策定

✓ 特定粉じん排出等作業に係る作業基準は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じんの排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。(法第18条の14)

■ 作業計画（規則第16条の4第1項）

- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 第10条の4第2項各号に掲げる事項
 - ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

作業計画の記載事項	大防法 (大防法施行規則第16条の4第一号)	石綿則 (石綿則第4条第2項)
①工事の概要	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 同工事の場所	-
②石綿含有建材除去等作業	特定粉じん排出等作業の種類 特定粉じん排出等作業の実施の期間 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積	- -
③石綿飛散防止措置	特定粉じん排出等作業の方法 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法 -
④工事の工程表	特定粉じん排出等作業の工程を明示した建設工事の工程の概要	石綿使用建築物等解体等作業の方法及び順序
⑤施工体制	特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	- -
⑥安全衛生	-	石綿使用建築物等解体等作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

※レベル3建材の特定工事でも作業計画を定める必要がある

2 大気汚染防止法の規制

【全体像】建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散防止対策

①事前調査

- 全ての建築物・工作物で石綿含有の事前調査を行う

②事前調査結果報告

- 事前調査結果を発注者に報告
- 一定規模以上は県（一部市）に報告

⑥解体工事

石綿なし



③作業計画策定

- 全ての石綿除去工事で策定



○吹付け石綿・石綿含有保温材等（レベルⅠ・Ⅱ）

④「特定粉じん排出等作業実施届出書」提出

- 除去工事開始14日前までに、県（一部市）に届出書を提出

※石綿含有成型板等（レベルⅢ）・
石綿含有仕上塗材は届出の提出不要

⑤作業基準に従った石綿除去

- 隔離養生、負圧、湿潤化等の作業基準に従って除去

2 大気汚染防止法の規制

(4) レベルⅠ・Ⅱの場合は工事着工14日前までに届出が必要

- ✓ 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの(以下この条及び第十八条の十九において「届出対象特定工事」という。)の発注者又は自主施工者(次項に規定するものを除く。)は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。(法第18条の17)

①特定粉じん排出等作業実施届出書の対象となる石綿

【レベルⅠ】吹付け石綿

【レベルⅡ】石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材

②届出書に記載する内容

- ・ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 特定工事の場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法



2 大気汚染防止法の規制

【全体像】建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散防止対策

①事前調査

- 全ての建築物・工作物で石綿含有の事前調査を行う

②事前調査結果報告

- 事前調査結果を発注者に報告
- 一定規模以上は県（一部市）に報告

⑥解体工事

石綿なし



③作業計画策定

- 全ての石綿除去工事で策定

○吹付け石綿・石綿含有保温材等（レベルⅠ・Ⅱ）

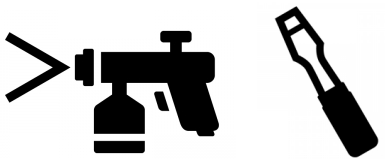
④「特定粉じん排出等作業実施届出書」提出

- 除去工事開始14日前までに、県（一部市）に届出書を提出

※石綿含有成型板等（レベルⅢ）・石綿含有仕上塗材は届出の提出不要

⑤作業基準に従った石綿除去

- 隔離養生、負圧、湿潤化等の作業基準に従って除去



2 大気汚染防止法の規制

(5) 全ての石綿除去工事には作業基準の遵守が求められる【掲示板等】

- ✓ 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ事前調査の結果を解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(法第18条の15第5項)

■ 事前調査結果等の揭示

- ・ 掲示の大きさ：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ）
- ・ 掲示内容：
 - ✓ 事前調査の結果（どこに・どのような石綿があったのか）
 - ✓ 解体等工事の元請業者の名称及び住所、法人の代表者氏名等
 - ✓ 調査終了年月日
 - ✓ 建築物等の部分における特定建築材料の種類 など

■ 作業方法等の揭示

- ・ 掲示の大きさ：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ）
- ・ 掲示内容：
 - ✓ 特定工事の発注者及び元請業者の名称及び住所、法人の代表者氏名等
 - ✓ 届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
 - ✓ 特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所 など

■ 事前調査結果を現場に備え置き

- 解体等工事の施工期間中、現場にある事務所等に備え置き、工事を施工する者や都道府県等が事前調査に関する記録を現場で確認可能な状態にする。

建築物等の解体等に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告[※]、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定により計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせいたします。

事業場の名称 ○○○○解体工事作業所				発注者または自主施工者			
届出先及び届出年月日	東京 ○○ 労働基準監督署	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあては代表者の氏名)	東京都○○区○○○			
調査終了年月日	東京 ○○ 市・県・府	令和○○年○○月○○日	住所	東京都○○区○○○			
調 査 結 果 表 示				○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○			
解 体 等 事 業 概 要	令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日	東京 ○○○ ○○○ ○○○				
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日	東京 ○○○ ○○○ ○○○				

調査方法の概要(調査箇所)

【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査

【調査対象】建築物全(1階~4階)

※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。

(例)1階機械室(改修等工事対象場所)

元請業者(工事の施工者かつ調査者)

氏名又は名称(法人にあては代表者の氏名)

○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○

調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築物建材)の種類、判断根拠)

【石綿含有なし】

- 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル
- 1階 機械室 保温材(石綿含有ありなし)
- エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル
- 【石綿含有なし】○数字は右の欄の「その他の事項」を参照
- 1~4階 トイレ内床・保温材③
- 1~4階 床・ビニル床タイル④、天井・フレキシブルボード④、その他の建材④⑤

住所

東京都○○区○○○

現場責任者氏名

連絡場所 TEL ○○-○○-○○○○○○

○○ ○○ を石綿作業主任者に委任しています。

(調査を行った者(分析等)の実施者)

氏名又は名称及び住所

石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法

石綿含有建材(特定建築物建材)の処理方法

機 種・型式・設置数	機 種・集じん・排気装置・型式・○○○-2000・設置数・台
集じん排気能力(m ³ /min)	○○m ³ /min(1時間あたりの換気回数4回以上)
使用するフィルターの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルター 捕集率:99.97%・粒子径:0.3μm

使用する資材及びその種類

- ①湿潤作業液:○○○ ②粉化作業液:○○○
- ③使用資材(屑土・屑土・灰〇mm、その他〇mm)・接着テープ 等

その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法

- (例)吹付け用に素巻を巻着する等により表面層を被覆する封じ込め工法^(注1)
- (例)・板材建材で完全に遮蔽することにより密閉する囲い込み工法^(注2)

備考:その他の条項の届出年月日

○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○○月○○日届出)

事前調査・試料採取を実施した者

①特定建築物石綿含有建材調査者

○○環境(株)氏名 ○○○ 登録番号 ○○○○

住所:東京都○○区○○○

分析を実施した者

○○○環境分析センター

氏名 ○○○ 登録番号 ○○○○

住所:埼玉県○○市○○○

その他の事項

【調査結果の概要】に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠に基づき

- ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明

材料の製造年月日

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が 80m² 以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合
注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

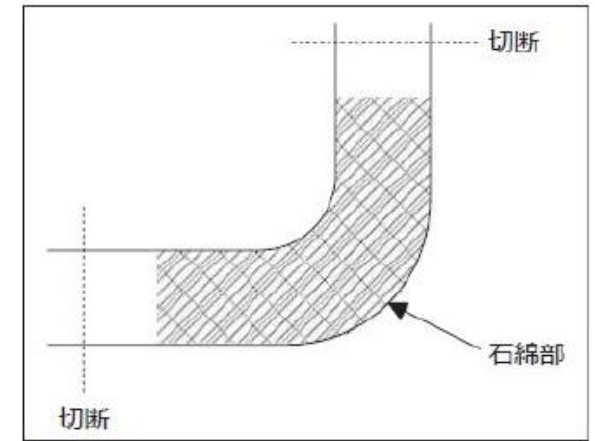
掲示の例

2 大気汚染防止法の規制

(5) 全ての石綿除去工事には作業基準の遵守が求められる【除去工事の注意事項】

①石綿含有保温材（レベルⅡ）のある配管設備を非石綿含有部での切断による除去をする場合

- 建築物の配管設備において、曲がり部分にのみ「石綿含有保温材」が使用されているケースがある
- この場合、石綿を含有しない箇所配管を切断することがあり、この場合は直接石綿に触れるわけではないため、「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出は不要
- ただし、**保温材に劣化等**が認められ、**作業時に振動等で石綿が飛散するおそれ**がある場合は、「特定粉じん排出等作業」に該当するため、**届出が必要**になるので注意



②石綿含有仕上塗材（レベルⅢ相当）の除去作業

- 大気汚染防止法改正に伴い、石綿含有仕上塗材は施工方法に関わらず規制対象となり、作業基準が設けられた
- なお、石綿含有仕上塗材はレベルⅢ相当だが、吹付けパーライト・バーミキュライトはレベルⅠなので注意
- 除去の際には**湿潤化**を要し、**電動工具を用いる場合は隔離養生（負圧不要）**が必要

2 大気汚染防止法の規制

【全体像】建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散防止対策

①事前調査

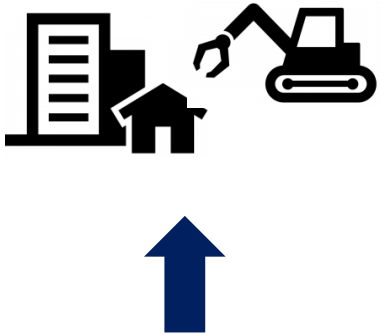
- 全ての建築物・工作物で石綿含有の事前調査を行う

②事前調査結果報告

- 事前調査結果を発注者に報告
- 一定規模以上は県（一部市）に報告

⑥解体工事

石綿なし



石綿あり

③作業計画策定

- 全ての石綿除去工事で策定

○吹付け石綿・石綿含有保温材等（レベルⅠ・Ⅱ）

④「特定粉じん排出等作業実施届出書」提出

- 除去工事開始14日前までに、県（一部市）に届出書を提出

※石綿含有成型板等（レベルⅢ）・
石綿含有仕上塗材は届出の提出不要

⑤作業基準に従った石綿除去

- 隔離養生、負圧、湿潤化等の作業基準に従って除去

2 大気汚染防止法の規制

(6) 除去工事が終了したら完了報告

- ✓ 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく**当該特定工事の発注者に書面で報告**するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する**記録を作成し**当該記録及び当該書面の**写しを保存**しなければならない。

(法第18条の23第1項)

■ 結果の報告

- ✓ 作業完了年月日
- ✓ 作業の実施状況の概要
- ✓ 作業完了確認を行った者

■ 作業に関する記録

- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類や実施期間
- ✓ 作業完了年月日、作業の実施状況の概要、作業完了確認を行った者 など

特定工事が終了した日から3年間保存
あわせて、県に完了報告書の提出をお願いします



様式 第12号

年 月 日

(あて先)

埼玉県 環境管理事務所長

届出者
(電話番号)

特定粉じん排出等作業が完了したので、次のとおり報告します。

1	工事の名称及び場所
2	特定粉じん排出等作業の実施の期間 年 月 日から 年 月 日まで
3	「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションに関する指針」に基づくリスクコミュニケーション実施の有無 あり ・ なし ※指針に基づく報告書提出してください。
4	周辺石綿濃度測定の実施の有無 あり ・ なし ※測定結果の写しを添付してください。
5	特定粉じん排出等作業自己点検の実施の有無 あり ・ なし ※特定粉じん排出等作業自己点検表の写し及び除去状況の分かる写真を添付してください。
6	廃石綿等の運搬又は処分方法 ・委託した廃石綿等の合計数量 () kg・袋・m ³ ・委託した石綿含有産業廃棄物の合計数量 () kg・袋・m ³ ※産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを添付してください。 記入欄が不足する場合は別紙に記載すること(様式任意)

(A4縦サイズ)

県に提出いただく完了報告書